



■介護保険料の納付方法

保険料の納付方法には、次の3種類があります。

①「特別徴収」（年金からの天引き）

年金受給のために届けている住所が町内にあり、老齢（退職）・遺族・障害年金など、特別徴収の対象となる年金を平成22年4月1日時点において受給している方で、年金の年額が18万円以上である方が対象です。

ただし、平成22年1月下旬から3月末日までに、65歳になられた方及び転入された方は、③「特別徴収」と「普通徴収」の併用になります。

〈納期〉

平成22年4月から23年2月までの偶数月の6回です。

ただし、4回（8月から）または5回（6月から）の場合もあります。4・6・8月は、平成21年中の収入所得が確定していないので、暫定の保険料（仮徴収）を特別徴収し、6月に平成21年中の収入所得の状況を確認後、残額を10、12、2月に振り分けて特別徴収します。

6月中旬に、確定した保険料の通知（納入通知書）を送付しますのでご確認ください。

〈納期〉

納期は第1期（6月）～第10期（3月）までの10回です。

① 6月30日(水)	② 8月2日(月)
③ 8月31日(火)	④ 9月30日(木)
⑤ 11月1日(月)	⑥ 11月30日(火)
⑦ 12月27日(月)	⑧ 1月31日(月)
⑨ 2月28日(月)	⑩ 3月31日(木)

※役場から送付される納付書または、指定金融機関の口座振替で納付してください。

※納付書は6月中旬に納入通知書とあわせて送付します。

③「特別徴収」と「普通徴収」の併用

特別徴収の要件を満たしている方でも、平成22年1月下旬から3月末日までに65歳になられた方や転入された方などについては、6月から9月までは「普通徴収」となり、10月から特別徴収に切り替わります。

また、平成22年度途中で所得段階の区分が変更となった場合などは、特別徴収の額は年度途中での変更ができないため、増分などについては普通徴収し、特別徴収との併用により調整することがあります。

②「普通徴収」（納付書や口座振替）

「特別徴収」の要件に合わない方は、「普通徴収」になります。なお、平成22年度中（平成22年4月1日～平成23年3月31日）に65歳になられた方・転入された方については、その月分から保険料が賦課されます。この場合も「普通徴収」により保険料を納めていただきます。（特別徴収の要件に合致する方は、翌年度から特別徴収に切り替わります。）

湯河原町地域包括支援センターからのお知らせ

湯河原町地域包括支援センターは、高齢者福祉に関する総合相談窓口です。

介護や福祉に関する悩み、ご相談など、お気軽にお電話ください。

☎63-2111（内線344） 役場介護課内

**介護保険制度は、みなさん一人一人が支えます。
介護保険料は、納付期限までに必ず納めましょう！**

生活保護基準以下の低所得の方で、生活保護を受けずに自立し、生計を維持している65歳以上の方に対しては、保険料の一部を減免する制度があります。

介護課で減免申請を受け付けていますので、詳しくはお問い合わせください。